裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ [骨子案]

平成30年3月●日

第1 はじめに

1 本検討会設置に至る経緯

適正かつ迅速な裁判の効果的・効率的実現を図り、民事裁判手続を国民にとって一層利用しやすいものとする上で、地方裁判所の民事第一審訴訟事件のみで年間14万件余りにも及ぶ裁判手続に情報通信技術(IT)を導入・活用することの有効性・重要性は、これまでも指摘されてきたが、近年の情報通信技術の更なる進展や他分野の取組、民事裁判をめぐる諸情勢等に鑑みると、その必要性は益々高まってきている。

我が国における裁判手続等のIT化についてみると、平成8年に成立した現行民事訴訟法により、民事訴訟手続における電話会議システムやテレビ会議システムの利用等の運用が始まり、特に前者は現在に至るまで広く活用されている。また、その後の一連の司法制度改革においても、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を推進する必要性に関する指摘がされ、平成16年の民事訴訟法改正により、オンライン申立て等を可能とする規定が設けられており(民事訴訟法132条の10等)、これにより平成18年には支払督促手続についてオンライン手続を可能とする「督促手続オンラインシステム」が導入され、年間9万件以上利用されるなど、利用者の利便性を向上するためのIT技術の活用が図られてきたところである。

もっとも、民事訴訟一般に関しては、平成16年以降、一部の手続につきオンライン申立て等を可能とする試行を特定庁で実施したものの、利用実績に乏しかったこともあり、我が国の現状では、オンラインでの訴え提起や書面提出をすることができず、テレビ会議システムの利用も、その利用環境の制約もあって、それほど活発化していない状況にある。

他方で、諸外国の状況に目を向けると、欧米を中心に裁判手続等のIT化が 既に進められてきており、本検討会でも外国実地調査を行ったが、アメリカ、 シンガポール、韓国等では、IT化した裁判手続等の運用が広く普及・定着し ているほか、ドイツ等でも、近年、IT化の本格的取組が着実に進展している。 現に、世界銀行の"Doing Business" (注:世界銀行が毎年発表する、世界190か国を対象とし、事業活動規制に係る10分野を選定し、順位付けしたもの)2017年版では、「裁判手続の自動化(IT化)」に関する項目について、我が国に厳しい評価が示されており、我が国のビジネス環境や国際競争力の観点から見た場合、利用者目線に立った裁判手続のIT化を更に進める必要があるのではないかとの声が高まりつつあった。

このような状況のもと、政府の「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」とされた。

これを受けて、平成29年10月に「裁判手続等のIT化検討会」(本検討会)が設置されたものである。

2 検討経過等

[P]

第2 裁判手続等のIT化のニーズ及び基本的方向性

- 1 IT化のニーズ
- (1) 本検討会において、委員やヒアリング対象者から、裁判手続等のIT化に向けたニーズに関し、様々な意見が出された。例えば、企業関係者からは、IT化のメリットとして、裁判手続にテレビ会議やウェブ会議(注:インターネット回線等を用い、音声・映像のみでなく、文字やファイル等を用いたリアルタイムのコミュニケーションが可能な会議)が広く活用されることにより、遠方の裁判所へ出頭するための時間的・経済的負担が軽減されるとともに、裁判手続の迅速化・効率化が期待されること、紙媒体が前提となっている訴訟記録が電子化されることにより、審理が分かりやすく、また、記録保管等に要するコストの軽減も可能になることなどが指摘された。

また、代理人として裁判手続に頻繁に関わる弁護士からは、企業関係者と同様の観点に加え、弁護士の多くが、依頼者とのやり取りも含め、ITツールを活用して業務を行うようになっており、裁判手続のIT化に対応可能な環境が

代理人側に整いつつあることや、I T機器を効果的に活用することで、期日出頭の負担を軽減してメリハリの付いた審理を行うこと、主張・証拠を電子情報として活用することを通じて、裁判手続の迅速化・充実化に資することなどが複数の意見として指摘された。同様の指摘は、I T化を通じた民事裁判のプラクティス改善につながるものとして、国内外の裁判制度・実務に精通した実務家・研究者からもされており、I T化を推進する方向性に異論はなかった。

さらに、消費者の立場からのニーズとして、裁判手続等のIT化によって、 裁判手続の利便性が全体として向上していけば、裁判手続において書面の作成・提出や期日出頭の負担が重い本人訴訟の場合等に、負担軽減につながることが期待されるとの意見が出された。

このように、弁護士等の法律専門家のみならず、事業者や消費者それぞれの立場から、裁判手続等のIT化の推進に大きな期待が寄せられており、裁判手続等のIT化については、裁判手続の利用者からみて非常に強いニーズがあると認められる。

(2) 加えて、情報通信技術が急速に発展し、各種の契約や手続をオンラインで行うための環境整備や利便性の向上が更に進みつつある社会のすう勢、前述した諸外国の状況等に鑑み、さらには行政手続 I T化の3原則(デジタルファースト、コネクティッドワンストップ、ワンスオンリー)のもと、政府がデジタルガバメントの実現に向けて取り組んでいる状況も参考にすれば、我が国の裁判手続等については、本格的な I T化の実現が強く期待され、それに向けた速やかな取組に着手することが待ったなしともいえる状況にある。

2 IT化の基本的方向性

(1) このような I T化のニーズ等を踏まえると、裁判手続等の I T化は、適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判を実現するため、現代社会における情報通信技術の発展、浸透の度合い等を適切に反映しつつ、国民の司法アクセス向上、裁判手続の迅速化・充実化に資することを目的として目指すべきものであるとともに、併せて、紛争解決インフラの国際競争力強化、裁判に関わる事務負担の合理化、費用対効果等の総合的な観点からも推進されるべきものであると考えられる。

そうすると、本検討会として目指すべき裁判手続等のIT化とは、現行の民

事裁判手続を単にITに置き換えるもの、すなわち、現行では郵送やファクシミリを用いてされている紙媒体の書面のやり取りを、電子メール等を用いたデータのやり取りへ単純に移行させることで満足するものであってはならない。また、オンライン申立て等に関する現行法の規定(民事訴訟法132条の10)は、紙媒体の訴訟記録の存在を前提としているが、立法後のIT技術の進展等を踏まえると、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的にペーパーの存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要があると考えられる。

以上からすると、裁判手続等のIT化の基本的方向性として、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続等の全面IT化」を目指すべきであり、そのためには、IT化によってもたらされる利便性を最大限に引き出し、裁判所の業務効率の向上、民事訴訟のプラクティス全体の在り方を見据えた検討を行っていく必要がある。

(2) 民事訴訟全般以外の IT 化について、どのように検討を進めるべきか。民事における訴訟以外の手続の IT 化、例えば、民事執行や破産・倒産手続の IT 化の検討は、民事訴訟全般の検討と同時並行で検討を進めるべきか、それとも、民事訴訟全般の検討結果を踏まえて検討を進めることが適切か。【P】

第3 「3つのe」の実現

1 「3つのe」の実現という観点からの検討

裁判手続等のIT化を検討するに当たっては、利用者のニーズや諸外国の状況等を踏まえると、『民事訴訟手続における①e提出(e-Filing)、②e法廷(e-Court)、③e事件管理(e-Case Management)の実現(「3つのe」)を目指す』という観点から、検討を進め、実現を図っていくのが相当である。

そこで、以下、「3つのe」の観点から、訴え提起から判決言渡しまでの民事訴訟手続全体を、原告・被告・裁判所それぞれの立場から時系列で見て、本検討会が「3つのe」の実現として期待する内容や望ましいと考える方向性等を明らかにする。

2 e 提出(e-Filing)について

(1) 総論

利用者目線から見れば、e提出(e-Filing)の実現として、紙媒体の裁判書類を裁判所に持参・郵送等する現行の取扱いに代えて、24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していく(訴訟記録について紙媒体を併存させない)ことが望ましい。

(2) 訴状の裁判所への提出

利用者目線に立ち、e提出(e-Filing)による民事訴訟手続の全面IT化を目指す観点からは、紙媒体の訴状を裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、オンラインでの訴え提起(紙媒体で作成されたものの電子化を含む)に移行していく方向性が相当である。なお、訴え提起段階における裁判所に対する具体的なアクセス方法としては、裁判所の専用システム(新たに立ち上げる必要がある)へのアップロードなど様々な方法が考えられるが、電子メールによる方法は、誤送信のリスク等から、慎重に考えるべきである。

また、訴え提起に際して証拠書類等(書証、委任状等)を提出する場合も、 訴状と同様、証拠書類等(原本)を電子化したものを提出することで足りると 考えられる。この点、 訴状と同時に附属書類(登記、戸籍、住民票等の公的書 類)の提出を要する場合に、行政機関との情報連携を図ることは、訴訟当事者 の負担を軽減するメリットがある一方、その実現のために要する時間的・経済 的コストや、司法と行政との関係等の観点から、引き続き、検討されるべき問 題である。

なお、オンラインでの訴え提起を認めることによる濫用的な訴えの増加を懸念する指摘も見られたが、現行法では、訴状却下の制度や提訴手数料の負担により濫訴の防止は担保されていると考えられ、更なる対応の必要性は現状では高くないとの指摘もあり、引き続き、検討されるべき問題である。

(3) 訴え提起時の手数料等の納付

利用者目線で見れば、オンラインでの訴え提起を前提とする以上、提訴手数料の支払についても、行政機関や民間の取引で一般的となっている、インターネットバンキングやクレジットカード等を用いたオンラインでの納付(電子決済)を実現することが望ましく、電子決済を可能とするニーズは相当に高い。

また、訴え提起の段階で、裁判書類等を相手方に郵送するための郵便切手(郵券)をあらかじめ裁判所に納める現行の取扱いは、利用者目線では、IT化に伴う見直しが望まれるところであり、郵券の在り方や提訴手数料との関係についても検討していく必要がある。

(4) 訴状や判決書の送達

裁判所による郵送での書面の送達を原則とする現行の取扱いについて、訴訟記録の電子化を推進し、電子記録と紙媒体との併存を極力避け、オンライン利用を促進する見地から、職権により書面で送達を行う現行の取扱いの見直しを含めて、訴訟記録の電子化に即した送達の在り方の検討を行うのが相当である。例えば、電子情報による送達に関し、被告となった官公署等について電子送達の義務付けや、企業等による事前包括申出制度の利用等も検討の余地がある。もっとも、電子情報による送達の場合には、送達の確実な実施・証明を確保する観点や、架空請求詐欺等に悪用されない方策も、併せて検討する必要がある。また、判決言渡し後の双方当事者への判決書の送達についても、同じく、ITツールを活用した電子的な送達方法を検討する必要がある(各種決定書についても同様)。例えば、①裁判所の専用システムへの判決情報のアップロード、②その旨の当事者に対する通知、③各当事者によるシステムからのダウンロード等の方策が考えられる。

(5) 答弁書その他準備書面等のやり取り

被告からの答弁書等の提出、その後の双方当事者の準備書面等の提出、あるいは当事者間におけるやり取りについても、同様に、オンラインでの迅速かつ効率的に行うための方策を検討する必要がある。

当事者からの主張等(従前の準備書面、書証等)の提出については、紙媒体のものを裁判所に持参・ファクシミリ送信等する現行の取扱いに代えて、オンラインでの提出等に一本化していくことが望ましい(例えば、専用システムに当事者がアップロードした電子情報を、相手方がダウンロードして入手するなど)。また、上記の専用システム構築までの措置として、準備書面等について、当事者間で電子メール等のITツールを用いた直送の実施等を速やかに導入することも考えられる。

さらには、期日間に、裁判所·双方当事者間で行われる釈明・確認・事務連絡 等のやり取りについては、従前の電話、ファクシミリ等による方法に代え、例 えば、ウェブ会議上でのチャット類似のやり取りを可能とすることも検討の余 地がある。

その他、第三者から情報が提出される場合(例えば、文書送付嘱託や調査嘱託の場合等)の対応も、ITツールを活用しながら迅速かつ効率的に行うための方策を考えていく必要があろう。

3 e事件管理 (e-Case Management) について

(1) 総論

利用者目線から見ると、e事件管理(e-Case Management)の実現として、訴訟当事者(当事者本人及び訴訟代理人双方)が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスすることが可能となり、期日の進捗状況等も確認できる仕組みが構築されることが望ましい。

(2) 訴状受付・審査・補正

まず、原告において、オンラインで提出した訴状が裁判所で受理されたこと を確実かつ容易に確認できる仕組みが必要である。

また、裁判所の訴状審査や、補正を要する場合のやり取りについても、IT ツールを活用して、迅速かつ効率的に行う方策を検討することが考えられる。

(3) 第1回口頭弁論期日の調整・指定

第1回口頭弁論期日につき、原告と裁判所のみの都合で指定されることが多い現行の取扱いに代えて、例えば、第1回期日前の早期の段階で、被告の応訴態度等を確認・把握しながら、当事者双方と裁判所がオンラインで期日の予定等を含む進行予定を調整していくような仕組みが有用と考えられる。もっとも、期日調整段階で訴訟進行が停滞することのないような仕組みも、併せて検討する必要がある。

(4) 争点整理手続と計画的審理

裁判所・双方当事者が争点整理手続期日で確認された進行計画やプロセスを オンラインで容易に確認し共有することができるような仕組みが有用と考えられ、これにより、当事者からの提出期限の遵守も含め、進行予定の確実な履践 と計画的審理の実現が期待される。 さらに、オンラインでの進行予定の調整等を通じ、裁判所・双方当事者が複数期日を一括して予定・確保することなどにより、期日の確保や期日間隔の短縮化が容易となり、争点整理手続をより計画的ないし集中的に進行させることも可能になると考えられる。

(5) 人証調べ・判決言渡し

人証調べの予定や結果、口頭弁論終結日、判決言渡し期日等の情報について も、訴訟当事者(当事者本人及び訴訟代理人双方)が、容易かつ随時に確認でき る仕組みが期待される。

4 e法廷(e-Court)について

(1) 総論

e 法廷(e-Court)の実現として、利用者目線からは、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、また、審理の充実度・メリハリを高めるため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議(前記第2の1(1)参照)の活用を大幅に拡大するのが望ましい。

(2) 第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日につき、擬制陳述制度のために当事者の一方が出頭せず、期日が形式的なものとなることが少なくない現行の取扱いについて、IT技術を活用したe法廷の実現として、期日の在り方を含め、民事訴訟のプラクティスの必要な見直しを図ることが望まれる。

具体的には、第1回期日段階から、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議(例えば、最寄りの裁判所や弁護士事務所等に所在して対応)を活用して、さらには、電子記録となった訴訟記録を有効に活用し、紙媒体の存在を前提としない審理を行うことが考えられる。

また、請求内容に争いがない場合や被告の応訴がない場合には、テレビ会議等を有効に活用すること等により、当事者の出頭の負担なくして、速やかに和解手続や判決手続につなげていくための新たな仕組み・方策を検討していくことも考えられる。

(3) 争点整理手続

争点整理手続についても、同様に、民事訴訟のプラクティスの必要な見直し

が期待される。利用者の立場からは、争点整理手続の運用について、主張書面の応酬に陥り、全体として冗長になりがちではないかという指摘もあり、IT ツールの活用等を通じ、より効率的で充実した争点整理を実現することが望ま しく、その早期実現が期待される。

特に、利用者目線で、メリハリの付いた効率的・効果的な審理(出頭の必要性の程度に応じた対応、充実した議論の確保等)を一層実現する観点から、現状でも電話会議システム等は利用されているものの、基本的には双方の当事者が裁判所に現実に出頭しなければならないことを前提とする現行の取扱いを見直していくことが考えられる。すなわち、各期日に裁判所への出頭を希望する当事者等には、従前と同様の機会を保障する一方で、現実の出頭以外の方法で参加を希望する当事者等のニーズに対応して、適正手続の保障にも配慮しつつ、ITツール(ウェブ会議等)の活用により、当事者等が必ずしも裁判所に現実に出頭しなくとも争点整理に関与することができる方策を検討していく必要がある。

この点については、利用者から、遠方の裁判所への出頭の負担や期日調整の困難さが指摘されており、裁判に対する参加機会の確保や審理の効率化(司法アクセスの向上)の観点からも、ウェブ会議等の活用に対する利用者ニーズは特に高いと考えられる。

また、ウェブ会議等の活用に当たっては、幅広い者にとって利用可能で、かつ、利便性の高いものとする観点から、裁判所以外の場所(例えば、弁護士事務所や企業の会議室等のうち適切なスペース)に所在しながら、オンラインで期日に対応することを可能とする新たな方策を講ずることも検討すべきである。

争点整理手続等で行う書証の取調べについても、双方の当事者と裁判所が同席する期日で行うことを原則とする現行の取扱いを見直し、ウェブ会議等を用いた期日での書証の取調べの在り方等を、文書の性質や内容、成立の真正に関する争いの有無など、様々な場面を念頭に置いて実務的に検討していく必要があると考えられる。

次に、争点整理作業の在り方として、争点整理段階で、ウェブ会議、電子ファイル、クラウド技術等のITツールをより広く活用して、より効果的・効率

的に整理作業を進めることが有用である。訴訟記録が電子化されたものになることにより、当事者からの訴訟記録に対するアクセスや検索が容易になるとともに、例えば、これまでの実務でも一部工夫はみられたが、これを更に推し進めて、各当事者が共通フォームにそれぞれの主張・証拠を入力することで一覧性・対照性を高めたり、裁判所と双方当事者が互いに主張整理内容を書き込む単一ファイルを作成したりすることで、争点整理の結果を速やかにまとめて共有することも考えられる。

さらに、争点整理段階等で随時に試みられる和解協議についても、ウェブ会議等の活用を可能とすることが十分に考えられる。利用者の立場からは、適正手続に配慮した上で、ウェブ会議等のITツールを活用して和解協議を迅速かつ効率的に行うことを可能とすることが望ましい。

(4) 人証調べ期日等

人証調べ手続についても、IT技術を活用したe法廷の実現として、裁判の公開原則等に留意しつつ、テレビ会議やウェブ会議による人証調べの利用を、必要な範囲で拡大していくことが望まれる。例えば、現行のテレビ会議の取扱いを見直し、必要かつ相当な事案では、一方又は双方の当事者や証人等の関係者が、裁判所に赴くことなく、最寄りの弁護士事務所や企業の会議室等に所在してウェブ会議で対応する本人尋問・証人尋問の実施を行うことが考えられる。

その際には、出頭を要する関係者の負担軽減のニーズを考慮する必要がある一方、人証調べ手続は、裁判所が争点に対する心証を形成して適正な判断を行うための核心的手続であることから、適正な手続の確保、審理の充実度といった点も踏まえた実務的検討が必要と考えられる。なお、ウェブ会議等による人証調べ期日の公開ニーズや訴訟関係者の意識等の観点から、ウェブ公開の方法による一般公開までは当面は慎重に考えるべきとの意見が強かった。

また、訴訟記録が電子化されることを見据えれば、人証調べにおいても、電子情報やITツールを活用した尋問方法の工夫等により、よりメリハリの付いた、効率的・効果的な尋問を行い、その結果の記録化も効率的に行うといった新しいプラクティスを検討していくことが考えられる。

(5) 判決言渡し

利用者の立場から見れば、訴訟記録が電子情報となるのに合わせ、現行では 紙媒体である判決書について、電子情報である判決情報に原本性を持たせるた めの枠組みの検討が必要と考えられる。

そして、判決の在り方としても、例えば、争点整理の結果として確定した最終成果物がある場合には、それを効果的に活用し、メリハリの付いた、利用者目線で分かりやすい判決となるよう、プラクティスについて必要な見直しの検討をすることが期待される。

さらに、判決言渡し期日について、訴訟関係者の在廷しないまま法廷で言い渡されていることも多い現行の取扱いを見直し、裁判の公開原則等に留意しつつ、当事者のニーズに対応した方法を検討していくことが考えられる。なお、既に一部がホームページで公開されている判決情報につき、より広範な一般公開の在り方は、これを期待する意見があった一方、個人のプライバシーや企業情報に配慮する必要があるとの指摘があったことも踏まえ、今後の課題として、丁寧に検討していくことが望まれる課題である。

第4 IT化に向けた課題

1 本人訴訟について

[P]

2 情報セキュリティ対策

裁判手続等のIT化を推進するに当たっては、情報セキュリティの観点から 十分な対策をとる必要がある。必要とされる情報セキュリティ水準と情報セキュリティ対策(本人確認、改ざん・漏洩防止等)は、訴訟の各手続段階や訴訟 記録等である情報の内容、性格等により異なるものであり、それに対応した在 り方を改めて実務的に検討していくことが望まれる。

もっとも、裁判手続に一般的に求められるセキュリティ水準としては、訴訟 記録の内容や性格、裁判の公開原則等との関係から、極めて高度かつ厳格な水 準のものまでは要求されず、基本的には、行政機関や民間の取引におけるセキ ュリティ水準と同程度のものを念頭に、合理的な水準を確保することが相当と 考えられる。訴訟記録が多くの個人情報、企業情報等を含むことに十分配意す る必要はあるが、経済社会一般で通用しているIT技術や電子情報に対する信 頼性、社会認識等を前提とする制度設計をすることが望ましい。

例えば、第3の4で述べたように幅広い活用が望まれるウェブ会議等の利用場面では、弁護士等の法律専門家や一般国民が簡便に利用可能となる利便性を確保した環境整備を図りつつ、それに対応した標準的なセキュリティ水準を確保すれば必要かつ十分と考えるのが相当である。同様に、裁判におけるオンライン申立てや電子情報の提出等を可能とするシステムの設計・運用に当たっては、防衛分野や金融サービス分野等で用いられるシステムのように高度の機密や経済的利益の獲得を直接の目的としたサイバー攻撃等のリスクが常時存することを前提としたシステムと比べ、これと同水準のセキュリティ水準を確保するようなことは求められない。

第5 「3つのe」の実現に向けたアプローチとプロセス

[P]

第6 終わりに

[P]